



●わしのさと健康体操（川下・川上地区）

東秩父村高齢者福祉計画・
第8期介護保険事業計画
概要版



●わしのさと健康体操（大内沢区）



●わしのさと健康体操（在家二区）



●わしのちゃん一家



●わしのカフェ

◆本冊子の写真には、新型コロナウイルス感染症予防対策を実施する以前に撮影したものもあります。

東秩父村高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定にあたって



東秩父村長 足立 理 助

村では、高齢者の皆様が自立し安心して暮らせる村づくりを推進するため、高齢者福祉の総合計画として「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、ボランティアの方々や事業者の協力のもと、様々な事業を実施してまいりました。

計画策定にあたって、介護保険事業計画の内容を3年ごとに見直すこととされているため、今後3年間の事業量を推計し、その事業量に基づいた介護保険料の基準額を定めるとともに高齢者福祉分野等における各施策について調整を図り見直しを行ったものです。

今まで、地域包括支援センターを中心として高齢者の相談事業や介護予防事業の実施により、高齢者や介護者の支援に取り組んでまいりました。今後は、地域共生社会の実現のため、高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもち安心して生活ができるよう、介護・予防・医療・生活支援・住まいのサービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を更に進めてまいります。

本計画におきましても、第6次東秩父村総合振興計画の「東秩父村の10年後のありたい姿」に掲げる「希望と安心に満ちた持続可能な村」の実現ために、「支え合いと思いやりでつながる村」、「地域で支え合い元気に暮らせる村」を基本理念とし、「介護予防事業の参加率の向上」、「健康寿命の延伸」を基本目標に掲げ、村民がいつまでも健康で安心して暮らせる地域づくりを進めてまいります。

計画の策定にあたり様々な立場からご意見をいただきました策定委員の方々にお礼を申し上げますとともに、計画に基づく事業実施につきましては、村民並びに事業者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和3年3月

計画の概要

計画策定の趣旨

国では、今後の介護保険制度の改革の目指す方向として、地域共生社会の実現と高齢者数の増加のピークを迎える2040年（令和22年）に備えることがあげられています。

東秩父村においても、この考え方を基本に、これまでの福祉サービス、介護保険サービス、地域包括支援センターを中心とした介護予防事業、住民によるボランティア活動、NPO法人による移送事業などの取組をさらに進めるため、「東秩父村高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」（計画期間：令和3年度～令和5年度）を策定するものです。

計画の性格と位置づけ

「高齢者福祉計画」は老人福祉法第20条の8、「介護保険事業計画」は介護保険法第117条の規定に基づく計画であり、高齢者の生活を支える計画として一体的に策定します。

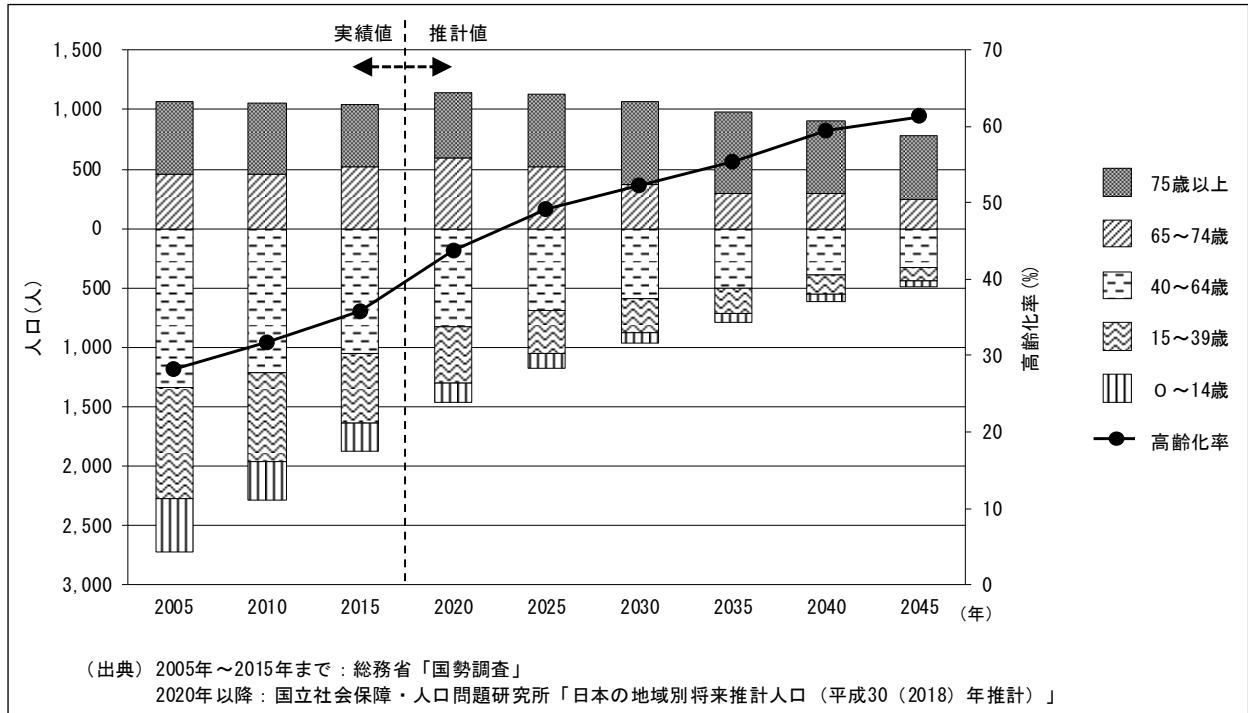
第6次東秩父村総合振興計画及び東秩父村地域福祉計画として位置づけている第6次東秩父村総合振興計画の「健康・福祉分野」を上位計画とし、調和を図りながら策定します。

さらに、第8期計画は、2040年（令和22年）のサービス・給付・保険料の水準などを踏まえ、中長期的な取組を視野に入れた計画となります。

高齢者等の状況

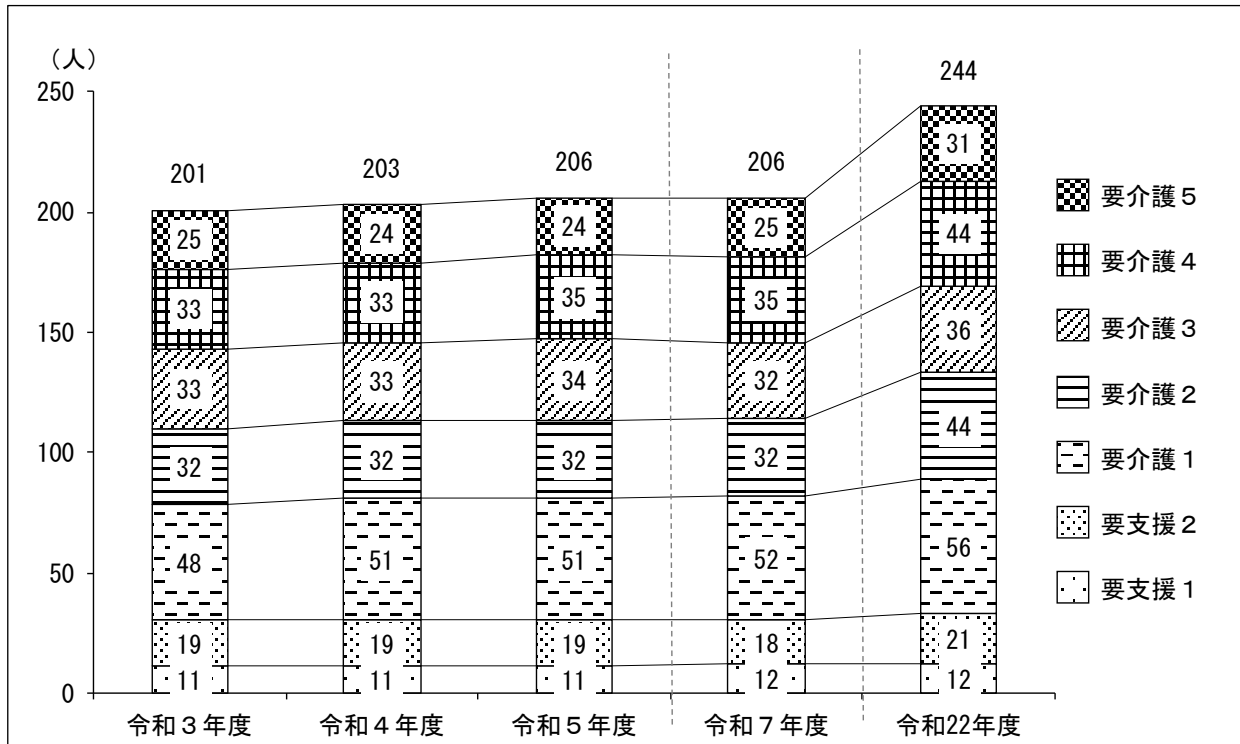
令和2年（2020年）以降、総人口及び65歳以上人口は減少が見込まれますが、高齢化率は上昇し、令和22年には（2040年）には59.4%となる見込みです。

人口・高齢化率の推移・推計（各年10月1日現在）



第1号被保険者（65歳以上）の認定者数は、約200人で推移しますが、令和22年には244人へと増加することが見込まれます。

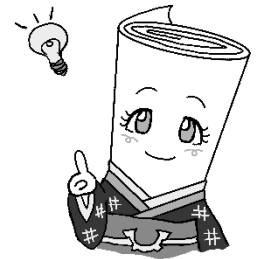
第1号被保険者（65歳以上）の要介護（要支援）認定者数の推計



資料：国地域包括ケアシステム「見える化」

基本理念・基本目標

本計画の基本理念は、第6次東秩父村総合振興計画（令和3年度～令和10年度）における健康・福祉分野の10年後のありたい姿である「支え合いと思いやりでつながる村」、福祉・子育ての方向性である「地域で支え合い元気に暮らせる村」とし、基本目標を「（つながる目標）介護予防事業の参加率の向上」「（元気目標）健康寿命の延伸」として各事業の推進を図ります。



基本理念

【健康・福祉分野の村のありたい姿】
支え合いと思いやりでつながる村

【健康・福祉分野(福祉・子育て)の方向性】
地域で支え合い元気に暮らせる村

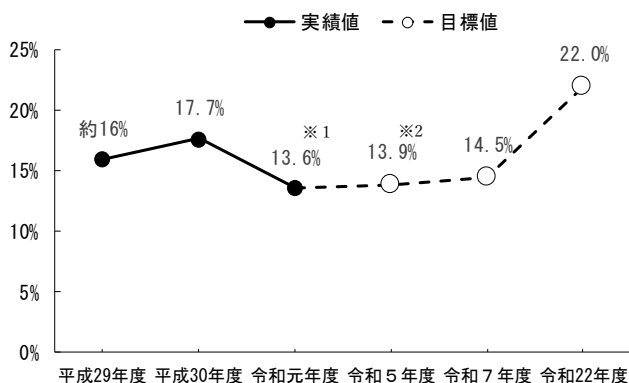
基本目標

◆つながる目標◆

介護予防事業の参加率の向上

介護予防意識の普及により、介護予防事業への参加者の拡大（参加率の向上）を図り、支え合いと思いやりでつながる村を目指します。

■介護予防事業への参加率の実績値・目標値



注) 参加率は、65歳以上人口に対する割合

※1 令和元年度は、新型コロナウイルス感染予防のため、参加状況を把握できた範囲で集計した値

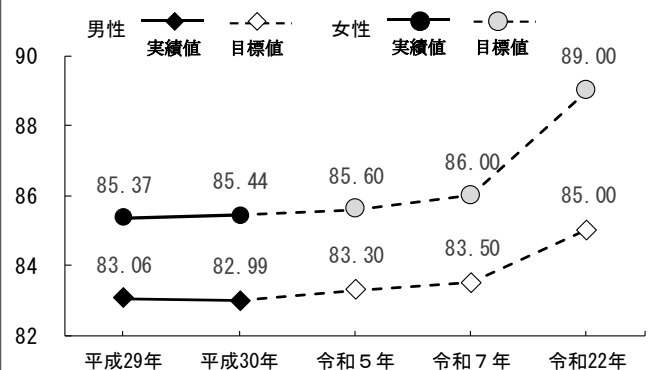
※2 目標値は、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮した値

◆元気目標◆

健康寿命の延伸

健康づくり事業、介護予防事業、生活支援活動、重度化予防により健康寿命を延伸し、地域で支え合い元気に暮らせる村を目指します。

■健康寿命の実績値・目標値



注) 表中の数値は、健康寿命期間に65(歳)を加算した値
健康寿命期間は65歳から要介護2以上の認定を受けるまでの平均期間（埼玉県資料）

福祉事業の推進

高齢者及び介護者等の日常生活を支援するため、次の事業を実施します。

福祉サービスの内容

事業名	内容
ねたきり老人等 手当支給事業	65歳以上の在宅の高齢者で、6か月以上にわたり常時ねたきりの方や重度の認知症の方などを対象に月額5,000円を支給します。
ねたきり老人等 介護手当支給事業	ねたきり老人等手当を受けている方を介護している方に、月額2,000円を支給します。
緊急通報システム 事業	ひとり暮らしの方及び高齢者のみ世帯に、比企広域消防本部東秩父分署と連携し緊急通報システムを設置します。
ふとん乾燥機貸し 出し事業	家庭内において、寝具を乾燥することが困難な65歳以上のねたきり等の方に 対し、ふとん乾燥機を貸し出します。
配食サービス事業	65歳以上の高齢者世帯で日常生活に支援が必要な方を対象に、食生活の改善 と健康の増進、安否確認が図られるよう、配食サービスを実施します。
紙おむつ支給事業	要介護（要支援）認定を受けている在宅の方または主治医が家族介護用品の使用 を必要と認めた第1号被保険者（65歳以上）を対象に、月額2,500円を上限に 支給します。

東秩父村介護支援ボランティア・ポイント制度について

この事業は、令和3年4月1日から東秩父村で実施するもので、ボランティア活動を通して、地域貢献や社会参加活動を行うことにより、いきいきとした地域社会になることを目的としています。



東秩父村介護支援ボランティア・ポイント制度の概要

項目	内容
参加の方法は？	地域包括支援センターにお問い合わせください。
ポイントの計算は？	30分の活動ごとに1ポイント（100円相当）です。
ポイント交換の上限は？	80ポイント（4月1日から3月31日）です。繰り越しはありません。
ポイントの管理方法は？	参加者にはポイント台帳を配布し、活動内容、時間、ポイント数を記録していただきます。
ポイントの交換方法は？	1年間のポイントに応じて商品に交換できます。
ポイントの対象になる活動は？	地域包括支援センター、子育て支援センター、保健センターでの事業への協力、みどうの杜、つきがわでの活動、地域でのごみ出し、声かけ・傾聴・安否確認などが対象になります。

◆詳しくは、地域包括支援センター（電話0493-82-1116）にお問い合わせください。

介護保険事業

標準給付費等の見込み

標準給付費及び地域支援事業費の見込み額は、令和3年度から令和5年度の3年間の合計で約13億2,900万円と見込みます。

標準給付費等の見込み額

単位：千円

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計
標準給付費見込額（A）	431,095	438,357	443,357	1,312,810
総給付費	407,482	415,817	420,488	1,243,787
特定入所者介護サービス費等給付額	15,240	14,117	14,323	43,681
高額介護サービス費等給付額	8,044	8,089	8,207	24,342
高額医療合算介護サービス費等給付額	147	149	151	449
算定対象審査支払手数料	180	183	186	550
地域支援事業費（B）	5,575	5,575	5,575	16,727
介護予防・日常生活支援総合事業費	4,876	4,876	4,876	14,628
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	24	24	24	74
包括的支援事業（社会保障充実分）	674	674	674	2,024
合計額（A）＋（B）	436,671	443,933	448,932	1,329,537

注）端数処理の関係で計が一致しない場合があります。

第1号被保険者保険料の算定

令和3年度から令和5年度の年額保険料は、基準額となる第5段階が83,000円（参考月額：6,923円）となります。

所得段階別第1号被保険者保険料

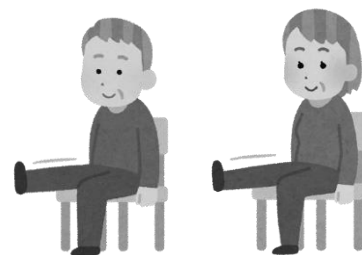
保険料段階	基準額に対する割合	年 額
第1段階 ・生活保護被保護者 ・世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	基準額 ×0.50	41,500円
第2段階 ・世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	基準額 ×0.75	62,200円
第3段階 ・世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等120万円超	基準額 ×0.75	62,200円
第4段階 ・本人が住民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円以下	基準額 ×0.90	74,700円
第5段階 ・本人が住民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円超	基準額 ×1.00	83,000円
第6段階 ・本人が住民税課税かつ合計所得金額120万円未満	基準額 ×1.20	99,600円
第7段階 ・本人が住民税課税かつ合計所得金額120万円以上210万円未満	基準額 ×1.30	107,900円
第8段階 ・本人が住民税課税かつ合計所得金額210万円以上320万円未満	基準額 ×1.50	124,500円
第9段階 ・本人が住民税課税かつ合計所得金額320万円以上	基準額 ×1.70	141,100円

注）年額は100円未満を切り捨てた金額です。

地域支援事業の概要


地域支援事業は、東秩父村地域包括支援センター、介護保険サービス提供事業所、地域住民によるボランティア団体、NPO団体と連携し進めます。

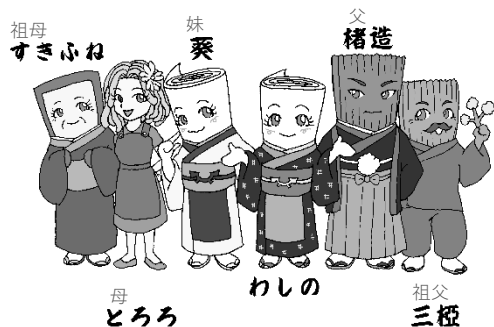
区分	事業名	事業概要
介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス	○現行の訪問介護相当
	通所型サービス	○現行の通所介護相当
	ケアマネジメント	○心身の状況、世帯等の状況から、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう援助
一般介護予防事業	ころばんクラブ (運動・口腔・栄養教室)	○保健センターで開催し、運動・栄養・歯科指導の実施 ○送迎の実施
	言語・作業リハビリ教室	○言語聴覚士、作業療法士による指導、要介護認定者も参加 ○送迎の実施
	東秩父お守り隊定例会	○2か月に1回開催 ○福祉施設のボランティアも検討
	東秩父村介護支援ボランティア・ポイント制度の実施	○介護予防事業への協力などポイントの付与対象活動を設定
	わしのさと健康体操への支援	○地域の集会所等で週1回開催する地域住民による自主活動 ○理学療法士、作業療法士の派遣
	介護予防サポーター養成講座(ボランティア養成講座)	○介護予防の必要性や効果の講義、体操指導の実技 ○ボランティアとしての心得の研修
	地域包括支援センターの運営	総合的な相談・支援
権利擁護		○成年後見制度、高齢者虐待に関する相談
包括的・継続的ケアマネジメント支援		○事例検討会・情報交換会(ケアマネジャー会議)の開催
地域ケア会議		○地域ケア担当者会議、地域ケア会議の開催
社会保障充実分	在宅医療・介護連携	○広域的連携による推進
	生活支援体制整備	○生活支援コーディネーターの設置 ○協議体の設置
	認知症施策	○認知症初期集中支援チーム、認知症サポート医の設置 ○認知症地域支援推進員等の配置 ○わしのカフェ(認知症カフェ)の開催 ○チームオレンジの組織化、チームオレンジコーディネーターの配置
任意事業	その他事業	○車椅子貸出事業 ○住宅改修支援事業 ○認知症サポーター養成講座(一般向け、職員向け、小中学生向け)



関連事業の推進

村民、事業所、村が一体となって福祉の村づくりを進めるため、福祉意識の高揚、健康づくり事業の推進、生活環境の向上に取り組みます。

区 分		取 組 内 容
福祉意識の高揚	広報・啓発活動の推進	○広報紙や村ホームページ、各種行事やイベント、団体等の会合における広報・啓発活動 ○介護離職の防止に向けた村内の事業所への職場環境の改善に関する普及啓発
	福祉体験活動の推進	○学校と介護保険サービス提供施設等との連携による福祉体験学習、交流活動
健康づくり事業の推進	予防接種事業の推進	○高齢者インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌等の予防接種事業（65歳以上）
	心身軽やか運動教室の開催	○総合的な運動、ヨガ、エアロビクスなどを年間を通して開催（夜間にも開催） ○保健事業と介護予防の一体的な推進  ●心身軽やか運動教室（保健センター）
生活環境の向上	移動への支援	○福祉有償運送、公共交通空白地有償運送による移動の支援
	防災・防犯体制の強化	○防災情報通信システム（タブレット）による災害時等の情報提供 ○避難行動要支援者への支援体制の強化 ○防犯情報の配信、防犯団体によるパトロールなど地域ぐるみによる防犯活動
	事業所との連携による見守り体制の強化	○東秩父村内郵便局及び小川郵便局、生活協同組合コープによる見守り活動
	生きがいづくり活動の促進	○東秩父村社会福祉協議会による敬老事業 ○コミュニティーセンターでの各種教室やサークル活動、ボランティア活動、老人クラブ活動 ○東秩父村商工会、東秩父村シルバー人材センターとの連携
	介護保険サービス提供事業所における防災・感染症対策の促進	○防災対策及び感染症対策についての情報提供、研修や訓練の実施支援



東秩父村高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画 【概要版】

発行／東秩父村 発行日／令和3年3月

編集／東秩父村保健衛生課

〒355-0393 埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂634

電話 0493-82-1777

FAX 0493-82-1562